

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 4 号

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則（平成 1 7 年総社市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第 1 号の 2（第 2 条関係）</u> (別紙のとおり)	<u>様式第 1 号の 2（第 2 条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

総社市 納付書(納入済通知書)	
口座番号	01230-3-960055
加入者名	総社市会計管理者
	未納額
	円
	円
納付者氏名	円
	合計金額
	円
	納期限
通知書番号	指定期限
	備考

コンビニ等収納用

領 収 日 付 印

バーコード使用期限

上記のとおり領収しましたので通知します。

総社市会計管理者 様 総社市指定金融機関等

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター この票は、コンビニ本部、市役所が保管する。

総社市 納付書(原符)	
口座番号	01230-3-960055
加入者名	総社市会計管理者
納付者氏名	
通知書番号	
	未納額
	円
	円
	円
合計金額	円
納期限	
指定期限	
備考	

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

上記のとおり納付します。

領 収 日 付 印

この票は、コンビニ店舗、取扱金融機関が保管する。

督促状兼領収証書	
口座番号	01230-3-960055
加入者名	総社市会計管理者
納付者氏名	
通知書番号	
	未納額
	円
	円
	円
合計金額	円
納期限	
指定期限	
備考	

総社市長 印

上記のとおり領収しました。

領 収 日 付 印

収入印紙不要(納付者保管)

注 意

◎延滞金について
 延滞金は、総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例(平成17年総社市条例第60号)第5条の規定に基づいて計算した額です。

◎滞納処分について
 この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

◎不服の申立て、処分の取消しの訴えについて

- この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
 (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。